平成28年度　第１回静岡市医療関係者連絡協議会　協議概要

１　日　時　　平成29年３月17日（金）午後７時15分から８時20分まで

２　場　所　　城東保健福祉エリア　保健福祉複合棟　３階　第１・２研修室

３　出席者　（委　員）袴田光治委員（会長）、村上仁委員（副会長）、日野昌徳委員、是永俊晴委員、本間義章委員、秋山欣三委員、柴田昭委員、田中一成委員、渡辺裕一委員代理、藤井浩治委員、磯部潔委員、石山純三委員、玉内登志雄委員、中田恒委員、島田孝夫委員

（欠　席）瀬戸嗣郎委員

（事務局）塩澤保健衛生医療部長、村田保健衛生医療部理事、杉山保健医療課係長、杉山生活衛生課長、中野生活衛生課係長

４　議　事

（１）議題

「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」の全部改正について

（２）報告事項

ア　桜ヶ丘病院の移転について

イ　静岡市医療救護計画について

５　会議内容

（１）「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」の全部改正について

【説明事項】

・「地方自治法施行令の一部を改正する政令」（平成29年３月末までに公布予定）により、平成29年４月１日施行として、これまで都道府県事務とされていた診療所病床設置許可等の事務が政令指定都市へ法定移譲されることとなり、医療法第 21 条第２項に基づく「療養病床を有する診療所における人員及び施設」について、市として基準を定める条例の制定が必要となった。

・市条例への委任方法が、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とに分けられており、この参酌すべき基準についてご意見をいただきたい。

「参酌すべき基準」…地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、医療法施行規則に示したものと異なる内容を定めることが許容されるもの。

・療養病床を有する診療所における職員その他の従業者の基準について、各診療所が提供する医療の内容がそれぞれ異なることから、国の基準（療養病床を有する診療所の実情

に応じた適当数）に同じとして条例化したい。なお、市内には現在療養病床を有する診療所はない。

・構造設備の談話室について、その広さはそれぞれの診療所の入院患者の病状により異なることから、国の基準（療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が、談話を楽しめる広さを有しなければならないこと）と同じとしたい。

・構造設備の食堂について、市内での療養病床を有する病院が、1.02 平方メートルから 1.7 平方メートルとなっており、支障なく運営されていることから、国の基準（内法による測定で、療養病床の入院患者１人につき１平方メートル以上の広さを有しなければならないこと）と同じとしたい。

・構造設備の浴室についても、国の基準（身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと）と同じとしたい。

・基準を定める条例については、現在静岡市の条例にある「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」を全部改正し、「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例」として定める予定で、平成 29 年度中に施行の予定となっている。

【意見及び要望等】

◎「静岡市診療所における専属の薬剤師の配置の基準を定める条例」を全部改正した後の基準案について了承された。

（２）報告事項

ア　桜ヶ丘病院の移転について

・概要、これまでの経緯について説明し、平成 29 年２月４日から３月３日まで開催された「清水まちなかタウンミーティング」時に配布された広報紙を紹介した。

・清水庁舎の建設については、平成 29 年度に有識者会議を設置し、基本構想を１、２年で策定していく。その後、平成 32 年度に建設着手し、完成後に病院建設に着手するスケジュールとなっている。

イ　静岡市医療救護計画について

・医療救護計画については、合併後統一された医療救護計画がなかったが、平成 24 年度に立ち上げた災害医療の検討会の中でご意見をいただき、平成 27 年８月に全面改定した。

・今回、時点修正を含め内容について修正を行ったが、これまで本協議会の中で全体の説明をしたことがなかったため、紹介させていただく。

・目的、計画の位置付け、医療救護活動の期間、医療救護体制、医療救護活動について、概要を説明した。